労務 ROAD

■高年齢雇用継続給付・介護休業給付・育児休業給付の支給 限度額の変更

令和4年8月1日から、高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付の支給 限度額が変更されましたのでご案内いたします。

8月以降に申請される方は給付額が変わる場合があります。

毎月勤労統計の平均定期給与額の増減をもとに、上記給付の支給限度額も変更されます。

高年齢雇用継続給付(令和4年8月1日以後の支給対象期間から変更)

支給限度額 360,584円 → 364,595円

支給対象月に支払いを受けた賃金の額が支給限度額(364,595円)以上であるときには、高年齢雇用継 続給付は支給されません。

また、支給対象月に支払いを受けた賃金額と高年齢雇用継続給付として算定された額の合計が支給限度額を超えるときは、364,595円-(支給対象月に支払われた賃金額)が支給額となります。

最低限度額
2,061円 → 2,125円

高年齢雇用継続給付として算定された額がこの額を超えない場合は、支給されません。

60歳到達時等の賃金月額

上限額 473, 100円 → 478, 500円 下限額 77, 310円 → 79, 710円

60歳到達時の賃金が上限額以上(下限額未満)の方については、賃金日額ではなく、上限額(下限額)を 用いて支給額を算定します。

60 歳以降も同じ会社で継続して働いている場合や、再就職した場合に以前(60 歳到達時)と比較して賃金額が 75 パーセント未満になった場合に支給される給付金です。

介護休業給付

支給限度額 上限額 332,253円 → 335,871円

家族の介護のために休業している間、会社から賃金が支給されない場合や、減額されたときに支給される給付金です。

(介護休業開始前の賃金が休業時と比べて 80%未満になった場合に支給されます。)

育児休業給付

支給限度額 上限額(支給率67%) 301,902円 → 305,319円
上限額(支給率50%) 225,300円 → 227,850円

子供が 1 歳(一定の要件を満たした場合は最長で 2 歳)の誕生日の前々日までの期間、育児のために休業をしている間、会社から賃金が支給されない場合や、減額されたときに支給される給付金です。

(育児休業開始前の賃金が休業時と比べて 80%未満になった場合に支給されます。)

VOL.814 (2208-4)



〒541-0054 大阪市中央区南本町 2-6-12 サンマリオンタワー16F TEL:06-6224-0264 FAX:06-6224-0265 H P: https://k-s-j.net/

編集:木下・姚・茅原・田村

社長が入れる 労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、 06-6224-0480まで!

先日、夏季休暇を頂戴し 関東〜東海〜関西と狭い範 囲ですが横断旅をしてきま した。

各地で名物を食べ歩いたり、行った事の無い綺麗と評判の海でシュノーケリングをしたりと、お休みを堪能させていただきました!

朝から日本酒片手に築地でお寿司を頂いたときは至福のひとときでした…。

今は存分に甘やかした身体を引き締めにかからないとと、とりあえず気持ちを引き締めています。 (杉島)

8月中に順次夏季休暇をいただきます。

お知らせ

日程については各担当より別途ご連絡させていた だきます。

皆様にはご迷惑をお掛け 致しますが、何卒よろし くお願い申し上げます。